

公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会

令和3年度 事業計画書

1. 公益社団法人としての事業推進

公益社団法人日本重症心身障害福祉協会として、重症心身障害児者の福祉の向上に関する事業を行い、その家庭とその地域の福祉の増進に寄与すること並びに重症心身障害療育の理念及び成果の普及を目的として、公益事業を始めとした各事業の推進を図る。

さらに、重症心身障害児者に対する新たな福祉ニーズへの対応が求められていることから、利用者だけでなく在宅の重症心身障害児者及びその家族に対する支援の充実を一層推進することとする。

また、療養介護事業における重症心身障害者の日中活動を含む療育活動の質の向上が求められていることから、『療養介護のガイドライン』の作成並びに職員研修での実践活動の普及や研究をさらに推進し、全国の重症心身障害児者施設全体での取り組みが図られるようにする。

なお、医療的ケア児への支援の強化並びに各自治体における重症心身障害児者のコーディネーターの育成支援への取り組みを推進する。

2. 諸会議の開催

当協会の事業について、重要案件を審議し執行するため、次の会議を開催する。

(1) 総会（定時総会）

年1回 令和3年5月20日（木） オンラインによる開催

(2) 理事会

年2回以上随時

(3) 各種委員会の開催

必要に応じて次の各委員会を開催する。

① 医療問題検討委員会

② 福祉問題検討委員会 入所支援部会

〃 在宅支援部会

③ 実態調査委員会

④ 学術委員会

⑤ 人材育成・研修委員会 職員研修部会

〃 専門看護師部会

⑥ 広報委員会

⑦ 特別委員会（『療養介護のガイドライン』作成特別委員会）

3. 日本重症心身障害福祉協会全国施設協議会等の開催

(1) 日本重症心身障害福祉協会全国施設協議会

全国施設協議会を厚生労働省の後援（予定）を得て令和3年5月21日（金）の1日間、オンラインにより開催する。

本協議会は、全国の重症心身障害児者施設の長、事務（局・部）長及び総看護師長等が参加し、重症心身障害児者の療育に関する調査研究並びに施設の運営上の諸問題及び従事する職員の研修等について協議を行い、重症心身障害児者の療育の向上を図ることを目的に開催する。

(2) 東日本・西日本 施設協議会

第48回東日本施設協議会を令和3年11月4日（木）、5日（金）の2日間、千葉県千葉市において、また、第42回西日本施設協議会を令和3年11月18日（木）、19日（金）の2日間、宮崎県宮崎市において開催する。

本協議会は、東日本・西日本ブロックにおける重症心身障害児者施設の運営上の諸問題及び重症心身障害児者の療育に関する情報交換・協議を行い、重症心身障害児者の療育の向上を図ることを目的に開催する。

4. 重症心身障害児者施策への対応

重症心身障害児者施設における諸課題に対し、医療問題検討委員会をはじめ各委員会の連携の基に対応を図る。

また、療養介護事業における重症心身障害者の日中活動を含む療育活動の質の向上が求められていることから、療養介護のガイドラインの作成並びに職員研修での実践活動の普及や研究をさらに推進し、全国の重症心身障害児者施設全体での取り組みが図られるようにする。

5. 全国重症心身障害児者施設職員研修会の実施

重症心身障害児者施設に勤務する職員をはじめとする各研修対象者に、次の日程により研修を行い、その資質の向上を図る。

(1) 看護師コース

令和3年9月8日（水）～10日（金） 大阪府大阪市

(2) 栄養士・調理師コース

令和3年10月13日（水）～15日（金） 大阪府大阪市

(3) 看護管理研究会コース

令和3年10月27日（水）～29日（金） 愛知県春日井市

(4) 医療技術管理コース

令和3年11月24日（水）～26日（金） 大阪府大阪市

(5) 保育士・児童指導員等（療育職員）コース

令和3年12月8日（水）～10日（金） 大阪府大阪市

(6) 施設管理研究会コース

令和4年1月19日(水)～21日(金)

大阪府大阪市

6. 第32回重症心身障害療育学会学術集会の開催

重症児施設療育研究大会を平成17年度から重症心身障害療育学会に改めて開催している。第32回重症心身障害療育学会学術集会を厚生労働省、北海道、旭川市、読売光と愛の事業団等の後援(予定)を得て、令和3年10月7日(木)、8日(金)の2日間、北海道旭川市において開催する。

7. 在宅重症心身障害児者の支援者育成事業

医療的ケア児への支援の強化並びに各自治体における重症心身障害児者のコーディネーター育成支援への取り組みを引続き推進する。

8. 重症心身障害児者施設永年勤続者の表彰

重症心身障害児者施設に勤務する10年以上の永年勤続者を表彰する。

定時総会開催時に行う永年勤続者表彰式において表彰しているが、定時総会はオンライン開催のため、表彰状の発送をもって表彰式に代える。

9. 日本重症心身障害福祉協会認定 重症心身障害看護師制度の充実と認定重症心身障害看護師合格者の認定証の授与

平成24年度から重症心身障害看護の質の向上、認知度のアップ、看護師の確保と育成に繋げ、重症心身障害児者とその関係者に適切な看護を提供し、重症心身障害児者のより良い生活・生涯に寄与することを目的として、日本重症心身障害福祉協会認定 重症心身障害看護師制度を実施し、認定重症心身障害看護師合格者に認定証を授与する。また、認定後5年を経過する者を対象に認定更新を実施する。

認定証授与式は定時総会がオンライン開催のため執り行わない、認定証の送付をもって、授与式に代える。

また、令和2年度から本制度にて取得した既認定者に対して、認定者としての意識を高く持ち、継続して重症心身障害看護領域における看護ケアの向上を図り、重症心身障害看護の魅力を伝えられる既認定者を支援することを目的として、既認定者フォローアップ研修を実施する。

10. 全国重症心身障害児者施設実態調査の実施

本調査は、公法人立の当協会会員の重症心身障害児者施設の利用者を対象とし、療育の向上に資するため毎年実施しているが、令和3年4月1日現在での施設等の実態を調査する。

また、個人チェックリスト・新版【第Ⅱ版】についても、引き続き調査を実施する。

超重症児（者）・準超重症児（者）の実態調査については、個人チェックリスト・新版【第Ⅱ版】にて調査できるよう令和3年度で調整し、令和4年度実施を目指す。

11. 関係機関及び関係団体との連絡、連携の強化

関係機関との連携を密にして円滑な協会運営を図る。また、関係団体相互の連絡を密にして重症心身障害児者の療育に関する理解を深めて、相互の連携強化を図る。

12. 広報紙の発行

広報紙「重症児とともに」を発行し、当協会会員施設、関係者及び関係機関等へ紙媒体で配布するとともにホームページに掲載する。